

## 平成27年度の私学助成の変更予定項目

## 1 経常費補助金の配分基準

## (1) 子育て支援要素の単価変更

一律20万円とする。

## (2) 防災要素(仮)の新設(予定)

以下の要件をすべて満たす私立幼稚園について、補助単価30万円とする。

- ・地域住民等の防災支援協力体制を含んだ防災計画を作成していること
- ・防災計画に関する地域住民及び保護者説明会の年1回以上の実施
- ・防災計画に基づく、地域住民、保護者、職員、園児等による合同避難訓練の年1回以上の実施

## (3) 情報公開調整の減額額の増

平成26年度：最大240万円 → 平成27年度：最大320万円(予定)

## 2 キンダーカウンセラー事業

## (1) 要件の追加

- ・事業実施について、ホームページで公表していること。(利用促進のため)
- ・事業実施について、案内看板を掲示すること。
- ・カウンセラーによる教員の資質向上に関する研修会を年1回以上開催すること。

## (2) 経過措置

- ・当分の間、現にキンダーカウンセラー事業を実施している園については、新制度移行後も継続する。(平成26年度にキンダーカウンセラー事業で私学助成を受けた園に限る。地域子育て支援拠点や公定価格の子育て支援活動費加算の対象とした場合は除く。)

## 3 特別支援補助

## (1) 要件の追加

- ・「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成  
※作成方法の研修の機会を設けるので、作成できない園は受講し、作成できるようにすること。

## (2) 私学助成の対象園児

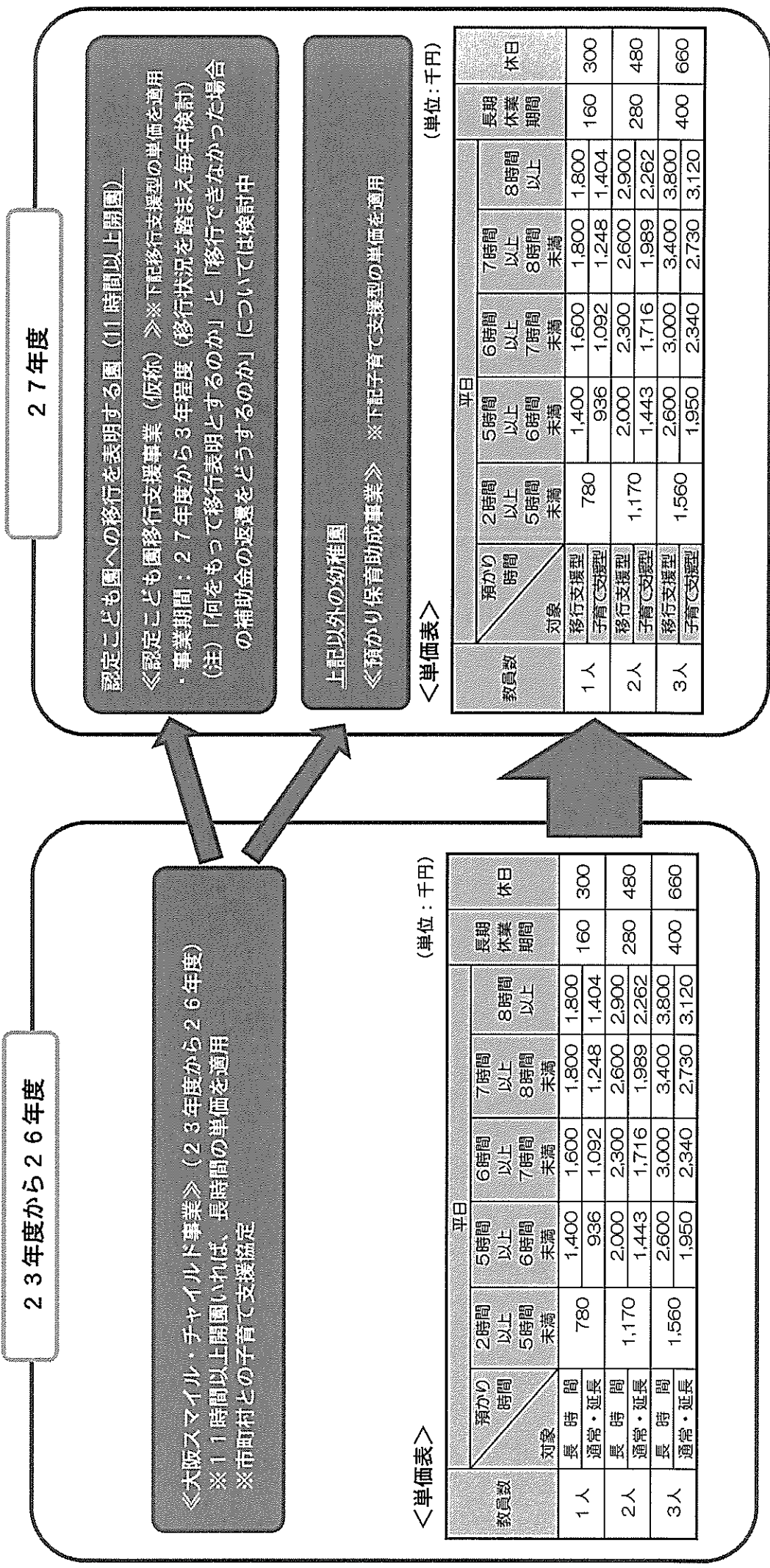
- ・基本的に現行どおり(※社会福祉法人は対象外となる。)

## (3) 私学助成の対象とならない場合

- ・子ども・子育て支援交付金「多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)」(市町村事業)の活用

- ① 補助要件 認定こども園において2人以上の特別支援児を受け入れていること。
- ② 補助単価 子ども1人当たり 月額65,300円

私立幼稚園の預かり保育にかかる補助事業の変更について



23年度から26年度

《大阪スマイル・チャイルド事業》（23年度から26年度）  
 ※11時間以上開園いれば、長時間の単価を適用  
 ※市町村との子育て支援協定

＜単価表＞ (単位：千円)

教員数	預かり時間		平日					長期休業期間	休日
	2時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上			
1人	長時間	780	1,400	1,600	1,800	1,800	1,800	160	300
	通常・延長		936	1,092	1,248	1,404	1,404		
2人	長時間	1,170	2,000	2,300	2,600	2,900	2,900	280	480
	通常・延長		1,443	1,716	1,989	2,262	2,262		
3人	長時間	1,560	2,600	3,000	3,400	3,800	3,800	400	660
	通常・延長		1,950	2,340	2,730	3,120	3,120		

27年度

認定こども園への移行を表明する園（11時間以上開園）  
 《認定こども園移行支援事業（仮称）》※下記移行支援型の単価を適用  
 ・事業期間：27年度から3年程度（移行状況を踏まえ毎年検討）  
 (注)「何をもちって移行表明とするのか」と「移行できなかった場合の補助金の返還をどうするのか」については検討中

上記以外の幼稚園  
 《預かり保育助成事業》※下記子育て支援型の単価を適用

＜単価表＞ (単位：千円)

教員数	預かり時間		平日					長期休業期間	休日
	2時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上			
1人	移行支援型	780	1,400	1,600	1,800	1,800	1,800	160	300
	子育て支援型		936	1,092	1,248	1,404	1,404		
2人	移行支援型	1,170	2,000	2,300	2,600	2,900	2,900	280	480
	子育て支援型		1,443	1,716	1,989	2,262	2,262		
3人	移行支援型	1,560	2,600	3,000	3,400	3,800	3,800	400	660
	子育て支援型		1,950	2,340	2,730	3,120	3,120		